3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県庁及び黒石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡江府町大字大河原字長尾一九二六の一、一九二六の四、一九二六の六から一九二六の八まで、字鍵掛一五三一の二七

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二(一)　所　鳥取県日野郡江府町大字下安井字山ノ神ノ上エ八七二の一、字草落シ五七五、五七六、大字武庫字鋳物屋一八六五の一、一八六五の二、一八六七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十四日

農林水産大臣　西川　公也

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市保久町字下豊原一〇（次の図に示す部分に限る。）、字道源二五の一・二五の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、中金町字大洞四の一（次の図に示す部分に限る。）、切山町字大ボウ五の一、五の二、五の八から五の一一まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二(一)　所　愛知県岡崎市雨山町字マコモ二一の一、二一の七、字下仲村三六、三七、東河原町字ヲノレイ一二の四、夏山町字柿木田三の一、字ソンボウ五の一八、五の二〇、一三の六、一三の三八、字仏坂一の一二、一の二二、一の一六三、額田郡幸田町大字大草字太根二の二、四の一（次の図に示す部分に限る。）、四の四、三一の一、字教信三五の三、三六の八、三七の八（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁並びに岡崎市役所及び幸田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第十八号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の規定に基づき、容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示（平成九年通商産業省告示第百五十号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年二月二十四日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第十五条第一号ニ中「繊維強化プラスチックの」を「一般複合容器（液化石油ガス用一般複合容器を除く。）にあっては、繊維強化プラスチックの」に改め、同号に次のように加える。

ホ　液化石油ガス用一般複合容器にあっては、繊維強化プラスチックのケーシングで覆われていない部分の外部切り傷等及びケーシングの外部破損等については、次の基準のいずれをも満たす場合に合格とする。

(イ)　繊維強化プラスチックのケーシングで覆われていない部分に切り傷等がないこと。ただし、刻印等において示された繊維強化プラスチック部分の許容傷深さの値以下の切り傷等であって、ケーシングで覆われていない部分に繊維が露出している場合は、当該傷を樹脂で補修することにより合格とすることができる。

(ロ)　ケーシングに破損等がないこと。

○国土交通省告示第二百六十二号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年二月二十四日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名　供用開始の区間　供用開始の日

常磐自動車道　守谷市大柏字上小島二一五番から同市大柏字上小島二一七番まで　平成二十七年二月二十四日十時

○国土交通省告示第二百六十三号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、四街道都市計画事業物井特定土地区画整理事業の施行規程の変更（第四回）及び事業計画の変更（第八回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十七年二月二十五日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県四街道市物井六百十三番地　独立行政法人都市再生機構千葉東部業務事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第二百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表の二十二の項住所欄及び確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中「西区みなとみらい二丁目二番一号横浜ランドマークタワー三十八階」を「保土ケ谷区神戸町百三十四番地」に改める。